

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書(概要)

(資料1-1)

検討会の趣旨

地方消費者行政推進交付金等による支援が平成29年度で一つの区切りを迎えることとなっていることから、平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方を検討。

I. 地方消費者行政の枠組みとこれまでの取組

(法令上の位置づけ)

- ◆ 苦情相談・あっせん、消費者教育推進計画の策定などを地方公共団体の事務として規定。特商法、景表法等の個別の法執行の権限。
- ◆ 法改正により、都道府県における法執行事務は拡大。

(財政的支援)

- ◆ 地方交付税措置(平成28年度約270億円)
- ◆ 地方消費者行政推進交付金等(平成20～平成28年度計約493億円を措置)

II. 現状と課題

- ◆ 地方消費者行政の財源をいかに充実させていくかが課題。
- ◆ 地方財政措置約270億円に対し、交付金を除く地方の財源は約120億円。
- ◆ 単年度事業である先駆的プログラムは継続的展開が困難。
- ◆ 法執行を担当する専門職員の不足。
- ◆ 若者をはじめとした消費生活相談員の担い手の確保が困難。
- ◆ 小規模市町村の消費生活センターの設置率はいまだ低水準。
- ◆ 消費者安全確保地域協議会の更なる設置促進が必要。

III. 基本的な考え方

(地方公共団体による取組)

- ◆ 地方消費者行政推進交付金の活用期間(最長平成39年度まで)における体制整備とその後の財源確保による体制維持・充実。
- ◆ 国との連携による新たな課題への取組による地域の課題解決力の向上。

(国による支援)

- ◆ 国が対応すべきと考える新たな消費者問題や重要課題について、意欲ある地方公共団体の地域の課題解決に向けた取組を支援。

IV. 対応の方向性

(体制整備の一層の推進に向けた財源の確保)

- ◆ 地方消費者行政推進交付金の活用と地方の財源確保による地方消費者行政体制の維持・充実。

(新たな地方消費者行政の展開に向けた国の支援)

- ◆ 社会情勢の変化(高齢化・情報化・国際化、成年年齢引下げ等)によって生ずる消費者問題に対応するため、国が取り組むべき新たな政策課題を提示し、地方公共団体の取組を支援。
- ◆ SDGs(持続可能な開発目標)に対応した取組(倫理的消費、消費者志向経営、食品ロス削減の推進等)などの新たな消費者行政の展開に向けて積極的に取り組む意欲ある地方公共団体を支援。

(その他の取組)

- ◆ 消費生活相談員の法定化等の新たな制度の周知、処遇改善の取組や専門性に配慮した任用等による魅力ある職場づくり。
- ◆ 消費者安全確保地域協議会等における他部局との連携、警察等の他機関との連携。広域連携の活用。
- ◆ 法執行機能の充実・強化のための体制整備等。